

犯罪被害者等支援条例の動向と明石市の条例改正案にみる課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

兵庫県明石市は、犯罪被害者遺族への損害賠償金が支払われない場合に立て替える制度について、上限を現行の300万円から1千万円へ引き上げる条例改正案を明らかにした。2022年度中にも市議会へ提出する。

見舞金に当たる遺族への「支援金」についても、隣接する播磨町の金額に合わせ、現行の40万円から60万円に引き上げる。また、加害者が心神喪失状態などで刑事責任を問われなかった場合、被害者遺族へ支給する「特例給付金」について、現行の20万円から60万円にする。（詳しくは参考資料、神戸新聞記事参照）

そこでこの機会に、都内自治体の犯罪被害者等支援条例の動向について報告するとともに、昨年公表された東京弁護士会会長声明などから、犯罪被害者等支援条例を全市区町村に広げるための課題を考えたいと思う。

1. 条例の動向

（一社）地方自治研究機構は、犯罪被害者等支援条例の動向について以下のように報告している（地方自治研究機構：条例の動き、犯罪被害者支援に関する条例）。

▽ ▽ ▽

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況については、警察庁が調査をしている。令和3年度犯罪被害者白書によると、令和3年4月1日現在、都道府県は32団体、指定都市は8団体、市区町村（指定都市を除く）は384団体が条例を制定している。このうち、市区町村（指定都市を除く）については、秋田県、岐阜県、京都府、奈良県、岡山県、佐賀県及び大分県では全市町村が条例を制定している（令和3年度犯罪被害者白書第2部第4章78頁「トピックス 犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」。警察庁HP「都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」には個別の条例名等も掲載されている。）。

なお、犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、「専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まない。」としている。

2. 都内の動向

都内自治体の策定状況は、東京都のほかには中野区、杉並区、日野市、国分寺市、多摩市の5つにすぎない（東京弁護士会長声明、参考資料参照）。

以下、一覧表で示す。

都内自治体 犯罪被害者等支援条例の策定状況

自治体	条例名	施行年月日
東京都	東京都犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日
日野市	日野市被害者、遺族等支援条例	平成15年7月1日
杉並区	杉並区犯罪被害者等支援条例	平成18年4月1日
多摩市	多摩市犯罪被害者等支援条例	平成21年4月1日
国分寺市	国分寺市犯罪被害者等支援条例	平成25年2月1日
中野区	中野区犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日

上記条例のうち日野市の条例は、犯罪被害者等（被害者、遺族、家族）だけでなく、不慮の事故に遭遇した者、災害で被害を受けた者、善意の第三者として被害にあった者およびその遺族又は家族、その他市長が適当と認める者も支援の対象としている。その他の条例は犯罪被害者等単独支援の条例である。

日野市も含め、杉並区、多摩市、国分寺市の条例は施行年月日が古いため、東京都や中野区に比較すると支援内容が少ないので、東京都と中野区の支援内容を以下に示す。

東京都条例と日野市条例の支援内容

東京都	日野市
基本的な施策 ・相談、情報の提供等 ・心身に受けた影響からの回復 ・安全の確保 ・居住の安定等 ・雇用の安定等 ・経済的負担の軽減 ・緊急支援の実施 ・都内に住所を有しない者への支援	(1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減 (2) 同 日常生活、社気合生活を営むことが困難になった者に対する支援 (3) 同 精神的な被害を早期に軽減または回復するための支援 (4) 同 法律問題にの解決に向けた支援 (5) 同 従前の住居に居住することが困難になった場合の転居等に係る支援

なお、東京都条例にもとづくより具体的な支援事業は以下のとおり（詳細はHP参照）

<東京都犯罪被害者等支援事業>

- 犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口
- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル NaNa（ナナ））
特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC 東京）
- 東京都における区市町村の総合的対応窓口一覧
- 見舞金の支給（東京都犯罪被害者等見舞金給付要綱）
- 転居費用の助成（東京都犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱）
- 無料法律相談（東京都被害者等支援に係る法律相談費用助成金交付要綱）
- 被害者参加制度における弁護士費用の助成（東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金交付要綱）

また、中野区の条例にもとづく支援は以下のとおり（詳細はHP）。

<中野区犯罪被害者等支援条例にもとづく支援>

- 相談支援
- 遺族支援金－犯罪被害により死亡した被害者の遺族に支援金を支給
金額：30万円 申請期限：犯罪発生から2年間
- 遺族子育て支援金－犯罪により生計維持者が死亡した場合、主にその収入により生活していた子ども（18歳以下）の人数に応じて、支援金を支給
金額：子ども一人につき30万円 申請期限：犯罪発生から2年間
- 犯罪被害により重傷病を負った被害者に、経済的負担の軽減のため支援金を支給
金額：10万円 申請期限：犯罪発生から2年間
- 家事援助、育児・介護援助、外出援助
- 配食サービス－1日2回を上限に、犯罪被害発生日から30日以内
- カウンセリング費用助成－被害により精神的被害を受けた区民等に臨床心理士等への相談にかかる相談費用の一部を助成
助成額：1回5千円を上限に10回まで
- 法律相談料助成－助成額：1回5千円を上限に3回まで
- 弁護士費用助成
 - ・刑事裁判において被害者参加する場合の弁護士費用を助成
助成額：非裁判員裁判の場合上限10万円、裁判員裁判の場合上限20万円
 - ・法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の費用（着手金、実費等）を助成（返還が免除となる場合を除く） 助成額：上限20万円
- 緊急一時居住費用及び転居費用等助成－助成額：総額で上限20万円

3. 今後の課題

東京弁護士会長の「東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明」は次のように訴えている（要旨）。

- ・ 犯罪被害者は、何の準備もないまま突然被害に巻き込まれ、特に重大な被害に遭った被害者は、事件の翌日以降、従前と同じように生活を続けるのはまず不可能である。そのうえ、捜査協力のために何度も警察に足を運んで、時間と労力を使い、精神的にも経済的にも、有形無形の負担は計り知れない。さらに、被害者が亡くなった事件では、近親者の死を悼む暇もなく、複数の役所の複数の窓口それぞれ出向いて数々の行政手続をしなければならず、そのたびに、被害に遭ったことを繰り返し説明することを強いられている。
- ・ もとより、当会も、弁護士による犯罪被害者に対する支援活動に全力で取り組むものではあるが、区市町村こそが、市民が被害にあったときに、市民が頼る最も身近な組織である。しかしながら、現場の自治体職員が、熱心かつ自主的に被害者支援のための活動に取り組もうとしても、条例の法的根拠がないまま活動するには限界がある。
- ・ 犯罪被害者等が、被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための施策の策定・実施は、国だけの責務ではない。地方公共団体も適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて、それらを行う責務を有する（犯罪被害者等基本法第5条）。そして、ここにいう地方公共団体は、都道府県レベルに限られるものではない。
- ・ 東京都の施策だけでなく、区市町村ごとに市民生活に密着したきめ細やかな施策が進められる必要がある。東京都に条例が制定されたから区市町村に条例が必要ないということにはならない。現に、被害者条例を制定した中野区においては、区が被害者支援を行うことの根拠が明確になり、被害者支援に特化した職員が被害者支援に精力的に取り組んでいることに加え、様々な企画が行われたり、区報にも被害者支援の特集が組み込まれたりすることで、直接支援に結びついただけでなく、区政及び区民、両面の啓発、犯罪被害者に対する理解が進んでいる。
- ・ ところが、現状のように、一部の区市町村にだけ条例が定められている状況では、多くの犯罪被害者が必要な支援を受けられていないにとどまらず、偶然、居住する場所が違うというだけの理由で必要な支援を受けられたり、受けられなかったりという不公平も生んでいるのである。

以上のような問題提起も踏まえ、国、都と連携、協力して被害者等支援を充実していくために、当面以下のような取組みを求めたい。

- 1 条例未制定の区市町村すべてが、早急に条例制定をすすめること。
- 2 条例制定の市区であっても、中野区や明石市の条例や取組みを参考に、条例の改正や取組みの充実を図ること。
- 3 市民にとっても、いつ犯罪に巻き込まれるか分からない現状を直視し、被害者等支援に関心を寄せ、場合によっては行政や議会に問題提起を行うこと。

<参考資料>

- 明石市の犯罪被害者支援、損害賠償の立て替え引き上げへ 上限300万円から1千万円、条例改正案（神戸新聞、2022年7月26日）
<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202207/0015503812.shtml>
- 犯罪被害者支援に関する条例（地方自治研究機構：条例の動き）
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/020_crimevictimsupport.htm
- 東京都犯罪被害者等支援事業
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/jigyuu/index.html>
- 中野区犯罪被害者等支援条例にもとづく支援
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d028592.html>
- 東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明
東京弁護士会 会長 富田 秀実（2021年03月29日）
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-611.html>